

令和6年8月1日

農 林 水 産 省

【農林水産省・林野庁・水産庁】国の機関における職員の給与の

男女の差異の情報公表（令和4年度）の一部修正について

これまで農林水産省のホームページに掲載しておりました「【農林水産省・林野庁・水産庁】国の機関における職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度）」について、一部内容を修正しましたので、以下のとおりお知らせします。

なお、現在は、修正後の資料を掲載しております。

＜修正内容＞

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表【林野庁】資料のうち、以下を修正。

【修正部分】

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	93.9%
26～30年	92.4%
21～25年	95.6%
16～20年	94.2%
11～15年	98.5%
6～10年	97.4%
1～5年	98.8%